

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法V】

頁数	場所	誤	正
22	107-7 3行目	死別の際に称していた妻の氏を続称することができる。	婚姻前の氏に復することができる。